四　前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる帳票要件の標準の適合基準日については、告示別表第二の規定にかかわらず、令和十一年四月一日とする。

五　省令附則第二条第二項の文部科学大臣が定める地方公共団体は、次のとおりとする。

北海道稚内市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道斜里町、北海道新冠町、北海道弟子屈町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県東北町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県気仙沼市、宮城県大河原町、秋田県潟上市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県舟形町、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県郡山市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県鏡石町、福島県只見町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県平田村、福島県小野町、茨城県日立市、茨城県石岡市、茨城県牛久市、茨城県つくば市、茨城県茨城町、茨城県東海村、茨城県阿見町、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県印西市、東京都江戸川区、東京都小平市、東京都東村山市、東京都東久留米市、東京都三宅村、東京都八丈町、神奈川県平塚市、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県岡崎市、愛知県瀬戸市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県志摩市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、大阪府岸和田市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県広島市、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、徳島県徳島市、徳島県阿波市、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県坂出市、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県豊前市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第六十二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十号）附則第三条の規定に基づき、同条の文部科学大臣が定める地方公共団体及び文部科学大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の文部科学大臣が定める地方公共団体及び文部科学大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道恵庭市、北海道七飯町、北海道北斗市、北海道本別町、北海道江差町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道大樹町、福島県草加市、埼玉県八潮市、埼玉県吉川市、埼玉県鴨川市、千葉県白里町、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県横芝光町、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都北区、東京都足立区、東京都江東区、東京都品川区、神奈川県藤沢市、神奈川県伊勢原市、神奈川県相模原市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県阿	令和九年四月一日